

令和7年8月19日実施 居宅介護支援事業所集団指導における質問及び回答一覧

番号	質問項目	質問	回答
1	個人情報の同意	個人情報使用の同意について、家族の代表者の同意を得ることとされているが、これは同意を得たことを支援経過に記録するという事なのか。または契約書等の家族欄に記載してもらうのか。	多くの事業所は契約開始時に個人情報使用同意書を用いて利用者及びその家族の個人情報使用に係る同意をそれぞれ得ていると考えますが、契約書や重要事項説明書に個人情報使用に係る同意の項目があればそれらと一体的に同意を得ることも差し支えありません。その場合には契約書又は重要事項説明書の家族の署名欄において、家族の「代表者」と表記し、家族の代表から同意を得ていることが分かるよう整理してください。また、同意を得た旨を支援経過に記録しておくことがより望ましいと考えます。
2	入院時情報連携加算	情報提供を行った内容の記録について、居宅サービス計画等に記録することとあるが、これは支援経過への記録という認識でよいのか。	入院時情報連携加算については、厚生労働省より「入院時情報提供書」様式が発出されているほか、愛媛県今治支局より今治圏域退院支援ルールに基づき「入院時情報提供シート」が発出されております。情報提供を行った内容の記録としてこれらの様式を活用するほか、支援経過にて必要な内容を記録することを想定しています。運営指導においても入院時情報提供書又は入院時情報提供シート、支援経過にて記録の確認を行います。
3	ケアプランデータ連携システム	厚生労働省が定めた「居宅介護支援事業所と訪問介護等のサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に対応できるソフトを利用しており、標準仕様データのCSV出力・取込が可能。居宅介護支援費Ⅱの算定は可能か。必ず指定のシステムの導入が今後必要になるのか。	ケアプランデータ連携システムとは、事業所が使用する介護ソフトとケアプランデータ連携基盤との間で安全にケアプランデータの情報連携を行うシステムのことを指します。この情報連携システムを利用することで居宅介護支援事業所と介護サービス事業所がケアプランデータ連携基盤を通して情報の共有を行うことが可能となりますが、そのためには「厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト」、「介護給付請求に使用する電子証明書」、「ケアプランデータ連携クライアント」が必要とされておりますので、ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトのみでなく、当該介護ソフトを利用した上でケアプランデータ連携システムの導入が必要となります。 なお居宅介護支援費(Ⅱ)の算定において、国保連中央会が運用するケアプランデータ連携システムのほか、厚生労働省老健局に設置された居宅介護支援費に係るシステム評価検討会において審査を行い、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有すると認められたシステムについては、居宅介護支援費(Ⅱ)の算定が可能です。詳しくは国保連中央会のHP及び介護保険最新情報Vol.1372にてご確認ください。

※同一の質問については省略しています。